

Title	死刑の存廃に関する資料
Sub Title	Materials concerning the capital punishment
Author	宮澤, 浩一 (Miyazawa, Kōichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1964
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.37, No.1 (1964. 1) ,p.112- 132
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	死刑をめぐる諸問題 資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19640115-0112

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

死刑の存廃に関する資料

宮澤浩一

ルゲンの叙述順により配列した。

アジア・アフリカ諸国

アフリカ諸国（存置）

アフリカ諸国で死刑を廃止したものはない。又、議論にのぼつたこともない。例えば、ガーナでは死刑を多様な政治犯にも拡張している。その事情は不確定である。すべてはいまだ変動中であり、生成途上にあるからである。東・西からの影響が対立している。君主制は民主制に代つている。確固としたものはいまだ現われていない。アフリカでは死刑がいたるところ存在するといえぬ。アフリカには現在三五独立国がある。

セイロン（存置）

一九四八年にセイロンはイギリス自治領となり、今日その聯邦に属する。共和國的な行政型態を求めて努力している。死刑は廃止されたが、一九五〇年に再び導入された。死刑に関する統一的な見解

以下の資料は Todesstrafe : Eine Dokumentation に併載された
マインツ大学教授メルゲンの手になる世界における死刑を抄訳したものである。メルゲンは現在、ドイツ刑事学協会会長の職にあり、ドイツの大学の教授ではあるが出身はルクセンブルクである。
犯罪生物学に関する小著、刑事についての最近の著書等で知られた、実証的思考を特色とする学者である。

この資料は比較法的に重要と思われる約七〇カ国とアフリカ諸国（その傾向につき）の死刑に関する賛否の状態を説明し、死刑存置国についてはその構成要件にも言及している。このように詳細な比較法的資料はこれまで見当らない貴重な作品であると思う。

これによつてすでに私が発表した「死刑廃止の歴史」（本誌二九巻一一号五一頁以下）を補正しうることが出来る。

以下、A・A諸国、ヨーロッパ、中近東、北米、中南米、オーストラリア大陸及び東欧諸国に分類し、賛否については区別せず、メ

は、まだ固つていない。ともかく、今日の憲法中には人権の保障について何も言及されていない。死刑は適用されている。

中国（存置）

中国は一九世紀以来、ヨーロッパ及びアメリカ諸国の戦場であつた。一九四九年以来、人民共和国である。一九五四年九月一日の憲法はソ聯邦の範型によつたものである。

しかし、刑法はソ聯邦の刑法よりも極端である。憲法も刑法も死刑を規定している。

インド（存置）

インド刑法は死刑を特に残虐な犯罪につき科している。一九五六年にニューデリーにおいて死刑は廃止さるべきか否かについて国会で討論があつた。犯罪統計が提出されたが、それによればインドでは一日平均二五件の殺人犯罪（二年に約九〇〇〇件）が生じていることが分り死刑は保持されることとなつた。

インドネシア（存置）

死刑は殊に残虐な犯罪に規定されている。しかし、死刑はインドネシア共和国の五原則と相容れないということで、廃止の気運もあるといわれている。

韓国（存置）

一九六一年五月一六日以来、軍事政権となる。政治権力は国家再建のための臨時措置法による再建會議にあつたが、最近民政に移管した。死刑は一般犯罪にも、さらに又政治犯にも（一九六一年七月四日の法律）存する。一九六一年六月二一日の法律によつて創設さ

れた「革命裁判所」も死刑を科することが出来る。一九六一年六月以来、この裁判所は一四の死刑を宣告した。その内一二名が絞首刑に処せられた。

ネパール（不明）

ネパールは一九五〇年に独立した。一九五一年の暴動の後、國王が民主主義の基盤の上で立憲的支配者となつた。ネパールは英聯邦には属していない。

一九三一年、死刑は廃止された。だが、それに続く混乱と政情の不穩は、はつきりした一義的な断定を行なうことを許さないものがある。

パキスタン（存置）

一九五六年以来存在する回教共和国は英聯邦に属する。死刑は存続し、その廃止は議論になつたことはない。

ヨーロッパ

ベルギー（法律上は存置、実務上は廃止）

一八六七年の刑法典は八条乃至一一一条で死刑を規定している。平時でも死刑の規定はある。謀殺（三九四―三九七、四七五、五三二条）、放火致死（五一八、五二二条）、皇族への攻撃（二〇一―二〇三条）、國家の安全に対する犯罪（二二二―二二三条）、軍刑法はスパイ及び謀叛罪に死刑を規定している（一五一―一七条）。戦時に於ける反乱（三二条）、脱營（五二条）等。死刑の執行は一八歳未満の者に対しては許されない（七七条）。執行はギロチンによる斬首である（八

条。軍刑法では銃殺を規定。国家の安全に危険を及ぼす犯罪(敵との協力)も銃殺される。

一八六三年以来、ベルギーでは死刑の宣告は下されるが、執行はされないということが伝統となつた。恩赦は殆んど自動的になされる。この伝統は第一次世界大戦中、一九一八年に一般犯罪たる殺人を犯した兵士が処刑されたことで破られた。だが事実上廃止されていた死刑が、もし法的に廃止されていたなら第二次大戦直後(一九四五年)、「対独協力者」に対する復讐感情がせきを切つたようにならなかつたであろう。戦後、対独協力者は判決の後、しばしば処刑された。かくて、恩赦の伝統は二度にわたつて破られた。多くの場合には恩赦により、死刑は無期懲役にされる。無期の懲役に処せられた者も条件附で釈放されうるが、原則として一〇年、累犯者は一四年の刑に服して後である。

死刑は一八五一年以来リエージュ地区で、一八六五年以来(一八四五年まで)ブラッセル地区で執行されなかつた。これが起因となつて一八六七年一月六日にレテノープ(Kervyn de Lettenhove)は死刑が執行されないくらいなら廃止してもよいではないかと提案した。死刑廃止の公式な提案は一八三二、五一、六六、六七年になされた。一八六六年の投票では四八票対九票、留保一で否決。一八六七年の比率は五五対四三で、からくも存置と決まつた。

ドイツ聯邦共和国(廃止)

一九四九年五月二四日の基本法一〇二条はドイツ聯邦共和国における死刑を廃止した。一九五七年三月三〇日の軍刑法においても死

刑は規定せられていない。西ベルリンにおいて、この規定は若干明瞭を欠いている。ベルリンでは死刑は形式的には存在しているように見えるが、基本法が公布されて以来、参事会の決定により最早執行されてはいない。一九四九年五月六日の基本法一〇二条に対する投票の際に、とりたてて投票が為された訳ではなかつた。票決は五三対一二であつた。その日の議事録では「本条に賛成の方は手を挙げて下さい。本条は可決されました。」と記録されている。新しい刑法典の草案に対する刑法改正大委員会も一九五八年一〇月一八日に一九対四で謀殺の場合についての死刑にも反対した。(この投票関係については向江氏の死刑廃止の理論一三四頁以下に詳しい。)

所で、死刑を廃止した事によつて、ドイツは新しい局面を展開したが故に、過去を簡単に振り返る必要がある。一八四八年七月四日、フランクフルトの国民議会は二八八対一七六票ではつきりと死刑反対を表明した。その一年前、サビニーは尚死刑に賛成していたのであつた。一八四八年二月二八日に公布した基本法一三九条に、死刑は廃止する。但し死刑を交戦法が規定し、又は海法が反乱の場合に死刑を許容する時はこの限りに非ずと規定した。

これに基いて、ザクセン、ヴェルテンベルク、ヘッセン、バーデン、オルデンブルク、ブラウンシュバイク及びブレーメン、フランクフルト、ハンブルグ等の自由都市、その他若干の州は死刑を廃止した。一八一三年の刑法典において、謀殺、強姦、強盗、放火、大逆、内乱罪に死刑を規定したバイエルンは、尚死刑を保持したのであつた。この例に倣つたのがプロイセンとザクセン—アルテンブ

ルクであつた。だが、一八四八年以後死刑を廃止した諸国は、その後間もなく後退した。その例に倣わなかつたのはオルデンブルク、アンハルト、プレーメンであつた。

ドイツ法曹大会は、一八六三年マインツで死刑廃止を勧告した。しかし一八七一年のライヒ刑法典は謀殺につき死刑を絶対的に規定している。ビスマルクはこの議論に個人的に介入した。というのは、法典が死刑によつて水泡に帰すかもしれないと考えたからであつた。彼の言葉「現代の病的な感傷主義」というのは有名である。

一八八四年六月九日の爆発物法（これは一九三三年三月四日の法律によつて拡張された）は死刑の絶対的科刑をさらに拡張した。これに加うるに、奴隷売買に関する一八九五年七月二十八日の法律、一九三三年四月四日の政治的暴力防止の法律、一九三三年一〇月一三日の法的平和の維持に関する法律がある。

一九一〇年のダンチヒ、一九一二年のウイーンにおける法曹大会は、一八六三年の大会とは逆に死刑の保持を勧告した。

一九一九年八月一日のワイマール憲法は四八条で社会機構に重大な障害がある場合大統領は緊急命令を發布し、死刑を拡張し得ると規定している。ワイマール国民議會は死刑の保持に賛成した。

一九二二年ラートブルフによつて提出された新刑法草案は死刑を廃止したが、一九二五年のライヒ參議院に提出した草案及び一九二七年、三〇年提出の諸草案には死刑は再び規定されている。

ナチスが権力を握つた時に、ドイツでは死刑は八つの場合に絶対的に規定され、二〇六の場合に選択的に規定された。以後ナチスの

特別法が發布された。一九三四年の刑法典は八〇条から八三条まで、大逆罪、ナチ党制服の不正な着用等の条文を持つた。一九三五年に、死刑は四七の場合に絶対的に規定され、二五三九の場合に選択的に規定された。その後死刑の規定は老大な数に上つている。

一九三九年以後死刑は一六歳の少年にも執行された。一九四三年以後、一四歳の少年も法律上処刑され得たのである。又ユダヤ人、ポーランド人、ドイツ民族の敵に対しては例外的な法が適用された。親衛隊の指導者は死刑を科す特別の権力を有し、そして彼はその権力を乱用したのであつた。刑法典二条は、刑法を裁判官による法の創造と入れ代えた。即ち、法が犯罪ありと認め、刑法の根本思想及び健全な国民感情に照して罰する必要ありと認められる行為を為した者は処罰される。行為に対して一定の刑法が直接適用されるとき、行為はその根本思想が最もよく似た法令によつて処罰される、と規定している。

このような弾力的な条文が恣意へと戸を開いた。これを適用する場合に、多くの刑事裁判官に責任があつた。ナチ時代の法的殺人についての統計を顯にしようとする事は無駄な事である。何故なら正確な数字はないし、又立証され得ないからである。ナチス占領国及びナチスに統合された諸国では法的テロが行なわれた。

一九二八年から一九三二年まで一〇件の死刑判決が執行された。一九四一―一九一八年の第一次大戦では一般裁判所及び軍事法廷で併せて三〇〇件の死刑が宣告された。ナチ時代の死刑の数を比較する事は出来ない。しばしば引用される数は推定のものであり、従つ

て信ずる訳にはいかない。ナチ崩潰後、ヒットラーの法律は連合国により廃止された。しかし社会保全を理由として、新しい死刑に値する構成要件が作られた。しかし、その時代が作つた例外的な条件が消えることこれらの構成要件も消滅したのである。

一説によると、執行官ライヒハルト一人で一九四〇—一九四五年までに併せて二八〇五件の執行を行ない、ある執行補助人は一九四四年、四五年に九五一人を法の名に於て殺したという。

一八七一年の刑法は二三条で斬首による執行を規定している。軍刑法一四條は銃殺を規定していた。一九三三年三月二九日の法律は公共の安全に対する犯罪について絞首にした。

一八七一年の刑法典で執行方法は原則として諸州にまかせられた。プロイセンでは首を手斧で打つた。諸州の多くは(一八一八年以来ラインランド、一八五四年以来バイエルン、一八六〇年以来ハノーバー)ギロチンを用いた。

一九五二年から五八年まで、ドイツ聯邦共和国で為された世論調査によると、七二—八三パーセントは死刑の再導入を肯定している。一九四六年のヘッセン州憲法は二一條で、特に重要な犯罪について死刑に処する事が出来るとしているが、聯邦法は州法に優先するから実際には行なわれていない。

デンマーク(廃止)

一八八六年の刑法典は死刑を規定していた。しかし、一八九二年以来、事実上は執行されなかつた。一九三〇年の刑法典は法的にも死刑を廃止した。第二次大戦後、死刑は限定的な範囲内で、戦時又

は占領中に犯された犯罪につき、再び導入された。従つて、死刑は例外的時代に嚴格に限定される。これらの時代につき死刑は刑法典及び一九五二年六月七日の二二七号法律中で、謀殺(二三七条)及び国家の安全に対する犯罪(九八、九九、一〇二の三項及び一一二条)に対して規定されている。

この他、軍刑法に特有な類型に対し、死刑が規定されている。保守派の政治家は一九三五年に死刑の再導入に対する国民の声を聞くという提案をしたが、無駄であつた。

英国(存置)

英国においては実務上死刑は加重殺人(謀殺)についてのみ存在する。理論的には死刑は軍艦及び港湾施設に対する放火についても存在するが、この様な犯罪は殆んど起らない。

海賊についても同様である。これらの加重された死刑に値する殺人は一九五七年の殺人法(Homicide Act)に規定されてゐる。それは五例であつて、警官の殺害、窃盗と関連しての殺人、爆発をひき起しての殺人等が上げられている。故意の傷害致死を含めてすべての故意殺人はmurderである。この概念は非常に広い。しかし、加重されたmurderのみが死刑をもつて処罰される。

戦時刑法は反逆、スパイ、反乱等の古典的な軍事犯罪を死刑で処罰している。

死刑は大逆罪及び加重された謀殺の場合には強制的である。だが恩赦によつて、有期の禁錮刑に変えることが出来る(\$69 Criminal Justice Act)。

死刑は一五世紀には一七の犯罪に規定されていた。一七八〇年には死刑に値する構成要件の数は三五〇ののぼり、一八三九年には、二〇に減少され、一八六〇年に再び二〇〇になり、一八六一年 (Offences against the Persons Act) で理論上は三つ、実際上は一つの構成要件が死刑を規定した。一九五七年の殺人法は、上述の様に、謀殺の構成要件を五つの特殊な場合に限定している。

タットルはその著 (The Crusade against Capital Punishment, 1961) でイギリスにおける死刑の廃止の運動を印象的に記述している。そこでは一九三〇年の *Salut Committee*、一九四八年の *Criminal Justice Act* の成立、一九四九年から一九五五年までの一時的中止時代及び一九五七年の *Homicide Act* を論じている。下院は一九四八年と一九五六年の二度、死刑の廃止を議決した。しかし、上院は、これを保持する態度を取っている。

死刑は絞首によつて執行される。死刑判決は妊婦に対し宣告されてはならない (一九三一年の *Sentence of Death Act*)。一八六八年の法律によつて、処刑の公開は禁じられ密行とされた。続いて終身懲役を宣告された者は、死刑事件に依らないで無期懲役を宣告された者や、更に当初死刑を宣告され後に恩赦で無期懲役を宣告された者と共に、いつでも実務上は九年の後、内務省 (*Home Secretary*) の許可を得て条件つきで釈放される。

一九五〇—一九五五年まで毎年平均一人から二人の死刑が執行された。一九五六年には処刑はなかつた。一九五七年には二人、一九五八—一九六〇年までは毎年五人が処刑された。一九五七年の

殺人法施行以来、一九六一年末まで二十九人が死刑の判決をうけ一人が処刑された。女性は死刑事件のうち九・三％が執行されているにすぎない。

死刑の宣告をうけた者に対する恩赦の実際は常に増加している。一九〇〇—一九二四年まで五三人の死刑判決が調査された。そのうち一八九例 (三五％) が恩赦をうけた。一九二五年から一九四九年までの二五年間のうちに四七九例が審査され、二〇一例 (四二％) が恩赦をうけた。

一九四八年以後、恩赦率は八〇％にのぼっている。一九六〇年三月のギャラップ調査によれば被調査者の七八％が死刑の保持を望んでいることがわかつた。そのうち五〇％は終身懲役刑と死刑との選択的加刑の可能性を支持していた。

フィンランド (廃止)

死刑は一九四九年二月二日の法律で廃止。それまでは、一八八九年の刑法典中、形式的に存在し、事実上は殆んど用いられなかつた。一八二六年以来 (一九一八年の革命時を除き)、死刑はもはや執行されなかつた。ただ、戦時にのみ例外的に死刑は宣告された。

フランス (存置)

フランス刑法は平時においても次の犯罪に死刑を規定している。殺人 (§ 302, 304)、毒殺 (301)、尊属殺 (§ 239)、誘拐致死 (§ 355)、幼児虐待致死 (§ 312)、死刑判決をひき起した偽証 (§ 361)、加重的放火 (§ 266)、身体的苦痛をともなう逮捕監禁 (§ 364)、叛逆及びスパイ (一九三九年七月二九日の法律 *Loi n° 88*)、戦時における掠

奪（一九三九年九月一日の法律による改正刑法 §440 及び §443）、食料配給及び国民の健康に反する犯罪（一九四六年一月四日の法律）、国家の安全に対する犯罪（一九六〇年六月四日の法律）がこれである。軍事刑法はこれと並んで通常の戦時犯罪に死刑を科している。

ヴィシー政権が導入した死刑に関する構成要件は、再び廃止された。それは夜間の窃盗又は、不意打ち（一九四一年四月二四日の法律）、放火による収獲物の危険（一九四二年六月一九日の法律）、武器の製造及び所持（一九四二年八月七日の法律）、禁じられたラジオ装置の所持及び使用（一九四二年九月八日の法律）等がこれであつた。だが、今日もなお、かつて終身刑を宣告された犯人がその後再び犯罪をおかした場合、この累犯行為を理由として死刑を宣告することが出来る (§55)。刑法一二条によつて死刑は斬首で行なわれる。一七九二年以来、ギロチンによつて執行されている。一九六〇年六月四日の法律は国家の安全に対する犯罪につき銃殺を規定している。

死刑の判決を受けた犯罪人は無期懲役及び一定の要件で更に、有期懲役へと恩赦によつて減刑される。この恩赦は一五年経過した後、はじめてなされる (§83)。一九三九年六月二四日の法律以来、初めて死刑は公開されなくなり、その執行は密行される。

一八二六年から一八三〇年まで三五四の執行がなされ、一九二六年から一九三〇年まで四四件が執行されたにすぎない。戦争中及び直後の正確な数は不明である。一九五〇年から一九五二年までは、一二、一六、七の計三五の執行がなされた。一九三三年には、二六の死刑判決が言い渡され、そのうち一四が執行された。一九三七年

には六件、三八年は七件、四〇年は三件の死刑が執行された。

一八三〇年、一八四八年、一八六七年、一八七〇年、一八八一年、一八八五年、一八八八年、一九〇六年、一九〇八年、一九二七年、一九四七年に、それぞれ死刑廃止法案が議会に提出されたが、いずれも不成功であつた。

フランス革命において、フランス革命暦二月四日に平和が回復し、平静と秩序がゆき渡ればただちに死刑は将来にわたつて廃止するとの約束がなされた。しかし、新共和暦十年四月八日の法律は死刑を保持していた。かくて一八一〇年の法律も死刑を保持したのである。

しかしながら、本質的なことは若干行なわれた。一七九一年既存の一一五の死刑にあたる犯罪を三二に減じ、執行の際の残虐さを廃した。

一八一〇年の刑法は三六例に死刑を規定していた。だが、すべての場合に形式的理由づけ無しに、この法が裁判官をして軽減事由を認めうるようにしたことは重要である。従つて、裁判官により死刑に値する犯罪は自由刑を以つて規律せられたのである。

一八四八年の自由主義運動は、政治犯に対する死刑を廃止した（一八四八年二月二六日から二九日の政令、一八四八年一月四日の憲法五条）。嬰兒殺に対する死刑は一九〇一年一月二日に廃止された。

一九〇六年死刑廃止論者が再び活発となつた時に、一九〇八年に死刑を存置すべきか否かの投票が議会でなされた。三三〇対二〇一で死刑は保持されることになつた。

ギリシア（存置）

一九五〇年の刑法は平時においても、殺人（二九九条）、加重強盗（三八〇条）、国王の暗殺（二三四条）、国家の安全の危殆化（二三八、一三九条、大逆、内乱（二三九条）、一四三条、一三八条）について規定している。軍刑法は典型的な犯罪（叛乱、脱走等）に死刑を規定している。憲法一八条は政治犯に対する死刑を禁じているが、政治犯が普通犯罪と合一する場合はこの限りでない。

死刑は国の完全性に対する陰謀の罪については必要的に科せられる。その他の場合は無期懲役と選択的に科されている。死刑が選択的に科されている限りは、行為が特に非難しうるか、或は行為者が公共の安全にとつて危険なときのみ科せられる（八六条）。

一九五〇年刑法典によれば死刑は行刑官の立会いの下に銃殺によつて執行せられる（五〇条）。一八三四年の刑法は斬首を規定していた。無期懲役囚に対しては二〇年後に、条件附釈放の可能性がある。

一九五四年に死刑は廃止されることになつていた。

グリーンランド（廃止）

一九三三年六月五日のデンマーク憲法はグリーンランドの平等権を認めた。一九五四年三月五日の刑法典には死刑は規定されていない。グリーンランドでは大体的に改善されると、その範囲内で自由な選挙権等を認めている。

オランダ（廃止）

一八一一年刑法は絞首又は斬首による死刑を有していた。裁判官はこの二種の処刑方法から選択しえた。一八一一年から一三年まで

特にギロチンにより斬首がなされた。一八五四年からはね板式の絞首が主として用いられた。一八六〇年以來、久しきにわたつて執行はもはや行なわれなかつた。

一八七〇年の現行法中には一般犯罪に対する刑罰としての死刑は存在しない。だが、ナチの軍隊の占領の結果として、特別裁判所により宣告された。この種の特別裁判所は敵の占領の後に創設された。それは国家の安全に対する犯罪につき存在し、軍人及び一般人に管轄権をもつた。しかし、この裁判所によつても死刑は国家の安全が必要とする場合にのみ宣告された。軍事裁判所は戦時及び平時において死刑を規定している。戦時には軍人及び一般人に対し、国家の安全を理由として管轄権を持つ。その他については、叛乱、脱走、スパイ等の典型的な軍事犯罪に対し宣告せられる。死刑は戦時と非常時にのみ宣告される。

死刑が宣告せられる場合の中、非常に稀な場合に、死刑を無期懲役に転換する可能性がある。この場合に条件附釈放も妨げない。

この種の条件附釈放は多かれ少なかれ長期にわたつた後に、殆んど常に行われる。一八八九年以來、オランダでは四七人が無期懲役を宣告されたが、わずか八例のみにおいて、「終身」懲役が執行されたにすぎない。

アイルランド（存置）

状況はイギリスと同じである。死刑は加重的な残忍行為につき存在する。だが、アイルランドはイギリスの一九五七年の「殺人法」の法規に今日のところ従つているとは思われない。この点で、イギリ

スとのわずかな相違が見られる。

アイスランド（廢止）

アイスランド共和国は一九一八年以来独立した。デンマーク國とアイスランドの兩國の結びつきも一九四四年に解消した。一九四〇年二月二日の刑法典は死刑を廢止した。

イタリー（廢止）

一八八九年の刑法典は死刑を規定していなかった。ファシスト党は一九二六年に死刑を導入した。一九四四年八月一〇日の法律二二三号によつて再び廢止された。だが、例外として軍刑法中に、戦時、平時につき死刑はなお存在した。又、強盜の場合にも死刑を宣告することは出来た（一九四五年五月一〇日法律二三四号）。一九四七年の新憲法は死刑を原則として廢止し、戦時につき軍刑法でのみ死刑を存続せしめた。従つて、平時には死刑はもはやない。憲法二七条により、刑罰の目的は犯罪人の再教育にあるとされた。無期懲役四の条件附釈放は規定されていない。しかし、恩赦の方法による釈放は可能である（憲法八七条）。死刑の存在したとき（一九二六年から四四年まで）、その処刑は銃殺により行なわれた（刑法三四条）。

リヒテンシュタイン（実務上廢止）

一八五九年の刑法典ははまだ死刑を規定している。しかし、一七九八年以来、死刑はもはや執行されたことはない。故に、リヒテンシュタインは実務上は死刑を廢止したということが出来る。

ルクセンブルク（廢止）

一八七九年六月一六日の刑法典には死刑ははまだ規定されてはい

るが、一八二一年から一九四八年まで一度も執行されなかった。第二次大戦後に、特別裁判所により、「対独協力者」が若干死刑を宣告され、処刑された。一九四八年に殺人を五犯重ねた者が一八二一年以来一般犯罪者としては唯一の例外として、処刑された。刑法典は殺人（三七六Ⅱ、三九四、三八四、三九六、三九七、四七五、五三二条、加重放火（五一八条、國家の安全に対する罪（二〇一、一〇二、一一三、一一五、一一六、一一八乃至一二一、一二二条）につき死刑を規定している。一九四七年八月二日の戦争犯罪人法は死刑を規定し、ルクセンブルク國民及び外國人に適用される。一八九二年二月一日の軍刑法は通常の軍事犯罪につき死刑を規定している。

「刑法典」により、死刑はギロチンによる斬首で執行される。一九四八年四月二日の法律はこの執行方法を銃殺に代えている。

執行は非公開である。しかし、一定の者は特別な許可を得て処刑に立ち会うことが出来る。刑法九条により、検事総長、犯罪が犯された地方の市長等、最高六人迄、処刑に立ち会う許可をなしようと規定されている。医師、檢察官等の官吏は執行には常に立ち会わせられる。

死刑は行為の時一八歳未満であつた少年には科すことはできない（刑法七七条）。妊婦は分娩後にはじめて執行される（刑法二一条）。

モナコ（実務上は廢止）

モナコ公國の一八七四年刑法典には死刑が規定されている。しかし、今日まで死刑の判決はいまだに宣告されたことがない。

ノールウェー（廢止）

一八四二年から一九〇五年まで、死刑は若干の構成要件について存在した。一八七四年以後は、死刑は選択刑としてのみ問題となるにすぎなかつた。一九〇五年一月一日に施行された一九〇二年五月二二日の刑法典は、平時における死刑を全く廃止した。

死刑は例外的に戦時又は非常時に規定され、戦後に科せられることができ、その理由は反逆罪であつた。反逆が何であるかは法律中に定義づけられている。戦時において、軍刑法典は反逆、敵前逃亡、スパイ、陰謀等につき死刑を科している。

無期懲役囚は条件附で釈放せられる。一九五九年四月一日の法律は二年の自由剝奪という下限の期間を規定している。

オーストリア（廃止）

オーストリアは一九四五年に、再び、一九二〇年・二九年の聯邦憲法に基づいた独立性を獲得した。一九二〇年の聯邦憲法八五条が一九一九年四月三日の法律による死刑の廃止を確証したにもかかわらず、一九四五年以後の過渡期には、死刑判決が宣告され、執行せられた。

一九五〇年六月二日の聯邦法律は過渡期の死刑を許容しうるものと宣言することで、この間違いを形式的に解決した。その法律によつて通常の法律における死刑は廃止せられたが、異常事態においては階級的手続で科せられる（刑訴四二九条）。例えば、暴動（刑法七三、七四条。刑訴四二九条）謀殺、放火、強盜等が或る地域又は数地域で多数現われれば、これらに死刑が科せられ（刑法八五、八七、八九条。一八八五年五月二七日の爆發物法四、五、六条。刑訴四

三〇条、蜂起（刑訴四三二条）に対しても死刑は科せられる。軍刑法典は積極的な兵士にのみ適用している。

上述の異常事件の場合には死刑は一般人に対しては絞首により（刑法一三条）、兵士は銃殺される。

法律により、いかなるときにも、あらゆる種類の緊急状態に対する特別手続は導入せられる。このようにして、死刑はオーストリアにおいては驚くほど速く適用しうるのである。これはなるほど理論的な可能性ではあるが、しかしともかく現存の可能性である。だがこの可能性も憲法上保障された意味での可能性とは思われない。

歴史的に簡単に回顧することはオーストリアの場合には興味がある。一七六八年のマリア・テレジア刑事裁判所法典においては死刑はいまだ支配的であつた。死刑に対するベツカリニアの戦いにウィーンの自由主義的な法学者ヨーゼフ・ヴ・ゾンネンフェルスは左祖した。しかし、死刑の廃止には至らなかつた。それに代る刑務所を充分持つてゐるとは当時考えられなかつたからであるという。だが、女王は殆んど有罪判決を受けた者に恩赦をした。彼女の息子、ヨーゼフ二世が政権についたとき、彼は死刑の執行を禁止した。死刑に代る自由刑の執行は、しかし特に陰惨であつた。死刑の判決は有罪の宣告を受けた者になお宣告されていたのである。一七八七年の刑法典は死刑を法的にも廃止した。

フランツ皇帝は一七九五年に再び死刑を採用し、大逆罪にそれを規定し、一八〇三年には謀殺その他三つの構成要件にそれを規定した。一八五二年の刑法典は一八〇三年の規定を承継した。だが、恩

赦の実務は大幅に用いられた。リットラー及びV・ヘップラーによれば一八七四年から一九一九年まで二七八六件の死刑判決の中、八五件のみ(3%)が執行されたにすぎない。一九〇三年から一九一八年までは一件の執行のみなされたにすぎない。

一九一九年四月三日の法律及び一九二〇年憲法は、原則として死刑を規定せず、死刑を単に階級的な手続にのみ保留した。ヒトラー・ナチスの抬頭により退歩的な動きが入った。即ち、一九三四年刑法改正法律は再び死刑を通常の手続中に導入した。又、死刑は新しい憲法(一九三四年)中にも言及された。一九三八年三月一三日にオーストリアは大ドイツ国に併合された。そしてナチス・ドイツの刑事立法を継承したのであった。かくて、その展開はドイツ第三帝国のそれと同じであつた。死刑は非常に拡張された。一九四五年以来、オーストリアでも廃止の傾向が浸透し、一九五〇年、死刑は原則として一般刑法典の刑罰の兵器庫から消えた。

ポルトガル(廃止)

一八六七年七月一日の法律は死刑を廃止した。政治犯にはしかし存続する。

サン・マリノ(廃止)

サン・マリノ共和国は一八四八年三月一二日に死刑を廃止した筈である。ともかく、一八五九年以来、死刑はもはや存しないことは確かである。一八六五年の刑法典も、一八七八年の刑法令も死刑を規定していない。

スウェーデン(廃止)

死刑は平和時には存しない。一九二一年六月一七日の法律により、原則として廃止された。一九一〇年以來、もはや執行は行なわれなかつた。戦時においては、平時に終身懲役で処罰されている犯人は死刑を宣告せられうる。叛逆罪、王国の安全に対する罪、スパイ、暴動、謀叛及び軍事規律に対する犯罪(一九四九年六月三日の法律)がこれである。行状がよいときは死刑を宣告された者も恩赦によつて有期刑に減刑されるが、刑期が一〇年経過して後にはじめてなされる。刑罰は恩赦によりその後一五年と確定される。条件附釈放はその $\frac{2}{3}$ 、即ち一〇年経過して後なされる。条件附釈放は刑期の $\frac{5}{6}$ 、即ち一二年の後になされなければならない。

スウェーデンでは死刑廃止の傾向は継続している。一七七八年の刑法典は死刑を親殺し、大逆罪にのみ規定していた。後に多くの犯罪に拡張されたが、次第に体系的に制限された。即ち、一八二三年には公金横領、一八三五年には郵便窃盜、一八五五年には加重窃盜、一八五八年には偽造、一八六一年には嬰兒殺、墮胎及び加重的でない謀殺が死刑からはずされた。一八六四年の刑法典では死刑は加重謀殺につき実際上は選択刑以上の機能をはたした。最近行なわれた世論調査では、被質問者の28パーセントが死刑の導入に賛成したにすぎない。

スイス(廃止)

聯邦憲法六五条一項は政治犯を理由として死刑の判決は科してはならないと規定している。一九三七年二月二一日の刑法典は三三六条において原則として平時における通常の犯罪すべてにつき廃止

した。一九二七年の軍刑法では選択的に死刑を規定している。

一八世紀にハインリッヒ・ペスタロッチは死刑の廃止に賛成した。一八四八年に政治犯に対する死刑の適用を禁止した後、一八七四年に死刑は全く廃止された。フライブルク州、ノイブルク州、バーゼル市、ジュネーブ市は一八四八年にすでに原則的に死刑を廃止した。しかし、一八七九年に退歩的な動きに従つて、スイス内の一〇州は死刑を再び導入した。大きな都市は廃止したままであつた。

スイスに動搖を与えるような犯罪が多数生じたとき、一九五一年二月、ポール・ギスラー (Gisler) は国会 (参議院) に死刑を復活する動議を提出した。国会は一九五二年三月二六日にギスラーの動議を論議し、八〇対三一で否決した。

スペイン (存置)

一九四四年のスペイン刑法は死刑を兇悪犯と政治犯につき規定している。その適用範囲は山賊行為及びテロの抑圧に関する一九四七年四月一八日の法律によつて拡張された。死刑は重い懲役刑と選択的に宣告される。

死刑の判決を受けた者は原則として恩赦を受けることができる。次いで、条件附釈放も可能である (刑法九八、九九条)。拘禁の期間は労働によつて弁済する (二〇〇条)。可能性によつて、短縮される。八三条は執行方法につき詳細には規定していない。死刑は規則によつて決められた形式で執行される。この点につき、一九四八年の規則五八条以下に若干の規定がある。一八四八年の刑法典 (八九条) と一八七〇年の刑法典 (一〇二条) は *garrote* とよばれる絞具

による絞首を規定した。この執行法は今日もなお用いられている。死刑判決は妊婦には分娩後四〇日後に告知してよい (八三条二項)。処刑の公開は排除されている (一九〇〇年四月三日の法律)。しかし、一定の人は検察官の許可をえて、それに立会うことが出来る。一年平均、スペインでは二人乃至五人が処刑されている。

中近東

イスラエル (廃止)

イスラエル共和国は一九四八年五月一日パレスチナでユダヤ国会により布告された。これより先一九四七年一月二九日の国連総会がこの道を拓いた。一九五〇年刑法典でイスラエルは死刑を原則として廃止した。しかし、ナチスの犯罪に対しては存在する (一九六二年にアイヒマンを処刑したのが最後の執行)。軽減的事情の場合には、死刑は長期の自由刑に換刑される。

イラン (存置)

一九二六年の刑法典中、死刑は科せられている。死刑は女性に対しては科せられず、さらに興味あることは、六〇歳以上の男性にも執行されないことである。

トルコ (存置)

死刑は一九二六年の刑法典において規定されている。死刑に関する法規定はトルコに於ては特に興味がある。何故なら、この国にはいろいろな影響が作用しているからである。一九世紀の半ば迄、回教法が支配的であつた。殺人の被害者の家族が処刑に代る金額の支

払いを要求しなかつたとき、すべて殺人犯は死刑をもつてのぞまれた。一九世紀の末にはヨーロッパの影響が次第に見られるようになった。

一九二六年にトルコはスイス民法を継受し、同時に一八八九年のイタリア刑法(ツァナルデリ法典)を継受した。この刑法典の特徴は死刑を廃止したところにある。トルコはこのイタリアの範型を修正して、謀殺(四五〇、四一八条)、死刑の執行がそれによつてなされたときの誣告(二八五条)、死刑判決を結果したときの偽証(二八六条)、累犯(七〇、八二条)及び国家の安全に対する犯罪(二五、二二六、一四六、一四七、一四九、一五二条)に死刑を導入した。さらに、戦時には「国家の人格」に対する犯罪(二二七乃至一三七条)は死刑をもつて処罰される。恩赦と条件附釈放は原則として可能である。

死刑は絞首により執行される。一九六一年にはじめて処刑の公開がすべて禁止された。このときまで、民衆は公開の場所での出前に処刑された者の死刑を正午まで見ることが出来た。一九四九年から一九五二年まで処刑は行われなかつた。一九五三年から一九五五年までは六人、一九五六年に一人、一九五七年に九人、一九五八年に五人、一九五九年に七人、一九六〇年に二〇人が処刑された。一九六一年九月一日に反対党の政治家一五人に死刑が宣告された。

北米大陸

アメリカ合衆国(存置及び廃止)

聯邦法及びコロンビア特別区(ワシントン州)の刑法は死刑を規定している。以下の九つの州及び二つの領土では死刑を原則として廃止している。ミシガン一八四七年、ロードアイランド一八五二年、ウイスコンシン一八五三年、メイン一八七六年(但しメイン州は一八八二年から八七年まで一時中止したことがある)。ミネソタ一九一一年、ノース・ダコタ一九一五年、デラウェア一九五八年、アラスカ及びハワイとプエリト・リコ及びヴァージニア諸島である。次の諸州は死刑を廃止したが再び導入した。カンサス、アイオワ、コロラド(一八九七年に廃止、一九〇一年に導入)、ワシントン(一九一三年に廃止、同年に再び導入)、オレゴン(一九一四年に廃止、一九二一年に再び導入)、アリゾナ(一九一五年に廃止、一九一八年に再び導入)、ミズリー及びテネシー。サウスダコタは死刑を一九一五年に廃止したが一九三九年に再び導入した。(但し電気イスを設置するについて何らの規定をもうけなかつた。従つて死刑の執行はなされ得なかつたのである。但し現在では電気イスを設置するについて同意の空気があるがこの州の刑法は死刑廃止に向いつつある。詳しい状態は不明である。)

アメリカ合衆国の聯邦法は死刑を規定している。だが一部が聯邦法として一部が各州の刑法として存在しているという理由でアメリカの刑法の特色がある。聯邦法は主として成文法であるが個々の州の刑法では不文の慣習法としていわゆるコモン・ローがある。聯邦法は次の犯罪に対して死刑を規定している。第一級の謀殺、これは毒物を用い、強姦、放火、強盜等において加重された殺人行為であ

る(二二一条)。内乱罪(二三八一条)、スパイ罪(七九五条)、加重
的な銀行強盗(二二一条)、誘拐罪(二〇一条)、強姦罪(二〇三
一条)がこれである。

これら犯罪の大多数は個々の州の刑法にも規制されている。

死刑を適用する四一州の中三五州において死刑は無期懲役刑と選
択刑の関係にある。従つて死刑は選択的に科せられるのである。
しかしこの可能性は六州においては全然ないか或は一定の犯罪にし
か認められていない。

例えばルイジアナは謀殺、重い強姦及び内乱罪についてはもつば
ら死刑をもつてのぞみ、誘拐罪について無期懲役もしくは死刑を宣
告することが出来る。カリフォルニアにおいては内乱罪について及
び無期懲役刑に処せられたものが人を殺し得る武器で行刑官に攻撃
を加えた場合について死刑のみを刑罰としている。謀殺及び加重誘
拐については死刑のかわりに無期懲役刑を科す場合が存在する。ニ
ューヨーク州は特別な規定をもち、謀殺の場合陪審員が死刑のかわ
りに長期の自由刑を勧告し得るとしている(一〇四五条A)。

オハイオ州においては一七八八年以来謀殺は死刑に値する唯一の
犯罪である。ニューヨーク州は死刑を第一級の謀殺、国家に対する
反逆(二三八二条)、誘拐(二二五〇条)につき規定しているが強姦に
は規定していない。ルイジアナは死刑に値する四つの犯罪即ち、謀
殺、重強姦(四二条)、誘拐(四四条)及び反逆(二二三条、カリフ
オルニアでは三つの犯罪に死刑を規定している。即ち謀殺(一八九
条)、加重的誘拐(二〇九条)、反逆(二三七条)である。強姦(二六四

条)は死刑を科せられていない、ペンシルバニアでは死刑は謀殺に
のみ規定されており、アラバマ、バージニアは死刑に値する七つの
構成要件をもつている、大逆罪、謀殺、誘拐、強姦、重強姦、侵入窃
盗及び放火。恩赦の可能性はほとんどすべての州にある。だが恩赦
の実際上アメリカの如きその人口が異質的な要素から構成されてい
る国では社会及び法律的性質の問題が非常に多く疑しいのである。

一九三七年から一九五〇年まで二六人の白人と二三三人の黒人が
強姦により処刑された。一九三〇年から一九五二年にかけて処刑さ
れたもの(三二三六)の平均四五%が白人であり、五四%が黒人
であり、一%が他の人種である。八七%が謀殺、一一%が強姦によ
り有罪の判決を受けている。強姦を理由とする有罪判決の中処刑は
三二八例が南部諸州特に八例がミズーリ州で行なわれた。トルスト
ン・セリーンの報告によれば一九五〇年から一九五九年までオハイ
オにおいて死刑の宣告を受けたものの中七八%が黒人であり、白人
の中五一%が処刑された。マーヴィン・ヴォルフガングの研究にお
いてペンシルバニアでも恩赦の実務が黒人と白人に等しく行なわれ
る保障がないように思われるとの事である。即ち一九一四年から一
九五八年までペンシルバニアで四三九人が死刑の宣告を受けたが一
七%の白人、六%の黒人が長期の自由刑に恩赦を受けたのである。
死刑を無期懲役に変える場合に別の、例えば財政上の問題が役割を
演ずるように思われる。一九五〇年から一九五九年まで有罪宣告者
が自分の金で雇つた自選弁護人をもつた事件の四四・四%が死刑を
自由刑に変えることに成功している、国選弁護人を雇つた場合には

死刑を自由刑に変えたのはわずか三二%にすぎない。

一九五五年にはニューヨーク、コロライナ、ジョージア州において全米の処刑者の三分の一が執行された。一九六〇年にはあわせて五七人が処刑されている。その中三七の執行はわずか五州において行なわれた。即ち、アーカンサス、カリフォルニア、ジョージア、ニューヨーク、テキサスである。処刑された五七人の中四五人は第一級の謀殺によつて死刑を宣告された。

聯邦法は個々の州に完全な自由を認めている。このことは死刑の執行の方法と規律においても同様である(三五六条)。執行は出来るだけ肉体的に苦痛なくかつ非公開で行なうという一般的傾向がある。しかし若干の南部の州では今日でもなお強姦犯人を公開して処刑している。

ほとんどの州において執行は電気イスを用いているが、若干の州では絞首を用いている。カリフォルニア及び教州では執行を受けるものはガス室で処刑している。一つの州では死刑の判決を受けたものは絞首又は銃殺を選ぶことが出来る。執行方法はしばしば変り、最新の技術的手段が用いられている。

過去をふり返れば死刑は次第にその適用数を減じるに至つていくことが分る。トルストン・セリンによれば一九三五年には一九九人が処刑されたが一九六〇年には五七人が処刑されたにすぎない。マック・ギャファティも同じ様な傾向を認めている。一九三〇年から一九四〇年までの一〇年間はなおまだ一年の平均一五一人の死刑が執行されていたが一九五〇年から一九六〇年の一〇年間に平

均六〇人が処刑されている。アメリカ全土では一年約七〇〇〇人の謀殺が起りこの数はかなり一定している。しかし平均一五一人の謀殺者のみが処刑されるにすぎないのである。

一九三〇年から一九六〇年までの最近三一年間に処刑されたものは一人の侵入窃盜、二三人の武器所持強盜、四三四人の強姦である。これらは全て南部諸州で行なわれた。カリフォルニアは刑官を殺害することの出来る武器で攻撃した五人の無期懲役囚を処刑した。さらにアメリカ全部で八人のスパイ、一八人の誘拐犯、三一八六人の謀殺者を執行官に引渡した。この関係で興味あるのは次の点である。即ち、一九三四年から一九五四年までシカゴにおいて六九人の謀殺者が犯罪を行なつてゐる際、警察官に殺害され、二六一人が民間人によつて殺害されている。このことは三三〇人の謀殺者が裁判手続を経ることなく現場で死をもつて報いられていることを意味する。その同じ年に裁判上有罪を宣告された四五人の謀殺者が処刑されている。

トルストン・セリンは死刑について異つた規定をともなう隣接諸州と比較研究しているが、彼は犯罪性の動きを死刑の執行と対置している。彼は隣接諸州と比べながら人種的及び地域の諸要素による犯罪性の影響を排除した。彼の研究は一九二八年から一九五八年におよんでいる。四つの比較グループ、メイソ、ミネソタ、ミシガン及びロード・アイランドの比較研究において示されたことは犯罪のカーブと残虐犯罪の犯罪性の動きがそれ等すべての州において等しいという結果であつた。

アメリカ世論調査所が一九六一年に調査したものであると一四二人（その中には有罪の宣告を受けた犯罪者もいるが）の中質問をうけた六〇％が死刑に賛成した。

カナダ（存置）

カナダは一八六七年七月一日以来、英国自治領となり、今日ではイギリス連邦の自由国となつた。一九〇六年の刑法典は本質的に、死刑を謀殺、大逆罪、戦時内乱罪につき規定している。死刑は非公開の絞首で執行される。刑法はイギリスの範型に従っているが、フランスの影響も見られる。その執行はイギリス女王の名で、行われる。

中 南 米

アルゼンチン（廃止）

一八五三年、一八五九年の憲法は一九四九年に変更され、死刑を規定していない。一九二一年九月三〇日のアルゼンチン刑法は死刑を規定していない。独裁者ペロンは一九四六年に死刑を再び導入した。一九五五年、彼の没落の後、死刑も一般犯罪についてはもはや適用せられなくなつた。ただ、例外的場合、戦時又は軍事犯罪につきそれは適用される。

ボリビア（存置）

ボリビアの刑法は残虐な犯罪及び主権に対する犯罪に死刑を規定している。共和国は不安と革命の動揺した時代を体験した。国家形式、政治形態は最近まで引き続き動揺している。死刑に対するはつ

死刑の存廃に関する資料

きりした態度はいまだ期待出来ない。

ブラジル（廃止）

一八九〇年一月一日の刑法典がすでに死刑をもはや規定していない。一八九一年及び一九三四年の共和国憲法も死刑を無視している。一九三七年の憲法は死刑を許容したが、一九四〇年の刑法典はもはや死刑を規定せず、一九四六年の憲法が、終局的に死刑を禁止した（一四一条三節）。死刑は軍刑事立法にのみあるが、これも戦時についてのみ保持されている。平時では軍刑法も死刑を認めない。

チリー（不明）

スペインの支配は一八一〇年に除去されたが、その影響は残つた。死刑は一八七五年の刑法典中、謀殺と内乱につき規定されている。一九三〇年に廃止されたが、その後、限定的に再び導入された。現在の状態如何については、理論と実務とを比べると、特に不明瞭である。

コロンビア（廃止）

一八一〇年にすでに宣言されたスペインからの独立は一八一九年に実際に行なわれた。一九一〇年一月三十一日の憲法は死刑を廃止した。それを再び導入しようとする公式の提案は一九二二年になされたが、成功しなかつた。

コスタ・リカ（廃止）

一八八〇年四月二七日の憲法はすでに死刑を規定していない。今日も依然として同様。

キューバ(不確定)

一八七一年の刑法典は死刑を規定していた。一九二六年草案はもはや死刑を規定しなかつた。イタリアの範型にならない、刑法典はその制裁の点で行為者の危険性によつていた(刑法は、「刑罰」を有しない)。一九三六年の「刑法典」では主たる制裁として死と二〇年の自由刑とが選択的に科せられるとした。一九三四年の憲法は死刑の執行を許さなかつた。一九三四年の共和国保護法は死刑を再び政治犯につき許容した。八三条により死刑の宣告は妊婦には分娩後三カ月して後に通知される。死刑の執行は絞具により行なわれる(八二条)。

一九四〇年七月一日の憲法は死刑に反対した。一九五二年に死刑は「革命を法源として」みなした新憲法により復活した。キューバ共和国大統領としてのバチスタとともに、一九四〇年憲法は有効となつた。フィデル・カストロの革命行動に対し防衛するため、バチスタは同年、憲法上の保障をさし当り四五日間停止した。憲法は實際上、効力を失つた。この状態は一九五八年まで続き、フィデル・カストロによつても踏襲された。カストロは一九四〇年憲法を再び用いたいと公言していた。一九五九年一月一日、カストロが権力をにぎると、一九四〇年憲法は再び有効になつた。しかし一三日間のことであつた。一九五九年二月七日、カストロは一九四〇年憲法を法律により終局的に廃止し、新憲法をもつてこれに代えたが、この憲法は常に(二カ月に一度ずつ)変えられている。死刑は一般犯罪、政治犯罪、経済犯罪に絶え間なく拡張された。

今日のキューバの状況は混乱しており、不明瞭である。昔の原理

とどの程度異つているか、法とは本質的に異つた新しい論議がどの程度決定的かはつきり結論しえない。

一九六三年の新しい法律は加重強盗につき死刑を導入した。

ドミニカ(廃止)

ドミニカは二〇世紀にも多くの政治的危機を経験した。一九二九年の憲法は一九三四、四二年及び四七年に変更された。

死刑は一九二四年に廃止された。独裁者の統治した一時期、復活した。最近の共和制下での状態は動揺している。

エクアドル(廃止)

死刑は一八九七年にすでに廃止された。一九〇六年の憲法にも規定されていない。一九四五年の憲法も原則的に死刑を断念している。しかし、度重なる革命が事態を混乱させた。

グアテマラ(廃止)

死刑は一八八九年二月一五日の刑法典において廃止された。だが、若干の犯罪につき一時的に再び導入された筈である。現在の状態は不明であり、特に一九三一年から一九四四年にかけての独裁者ウビヨの時代後にはよく分らない。

ホンジュラス(廃止)

ホンジュラスは一八二一年にスペインから、一八二三年にはメキシコから独立した。今日の共和国は動揺した過去を有している。一八九四年の憲法は死刑を規定していない。だが現状は今のところ明確に説明しえない。一九三六年の憲法はロドリゲスの軍事政権によつて疑問とされた。ホンジュラスは今日では経済的にアメリカに従

属している。

英領ホンジュラス（存置）

カリブ海にあるこの国は一八八四年以来、イギリスの直轄植民地であるが、死刑を適度に用いている。

ジャマイカ（存置）

一九四四年の憲法（一九五三年に改正された）により、ジャマイカはイギリスの総督の下での自治を認められた。死刑は原則として存続している。

メキシコ（廃止）

一九二八年の刑法典は死刑を規定していない。一九三一年にも導入の企ては失敗した。メキシコ聯邦共和国はスペインの影響よりは、自己の伝統に従っている。

ニカラガ（不明）

一九九三年一月一〇日の憲法は死刑を廃止した。今日の共和国は数回の革命、崩壊を経験した。一九五〇年の憲法は死刑の問題について態度決定をしていない。事情は不明である。

パナマ（廃止）

一九〇三年の共和国憲法は死刑を廃止した。それ以来、この点につき何等の変更は生じないように思われる。

パラグアイ（不明）

一九四〇年の共和国憲法は民主的ではあるが、大統領に広範な全権を与えている。死刑は相当紆余曲折を経て保持することとなった。この国は何回も革命や不穏に見舞われ、今日でもその事態は不

明である。

ペルー（廃止）

最近五〇年間に多くの変化が死刑の問題に現われた。一九二四年七月二十七日の刑法典は死刑を廃止した。最も重い処分は不定期の懲役である。一九四九年に死刑は政治犯に対して再び導入された。

ウルグアイ（廃止）

ウルグアイは平時及び戦時におけるすべての犯罪につき一貫して死刑を廃止した。一九〇七年の刑法典、一九三四年の新刑法典は死刑を完全に廃止した。ウルグアイの妥協のない法律観は、この国が一九四六年二月五日の国連総会で死刑の不許容に賛成し、かつニュールンベルク裁判の被告人のために弁護した事実でも証明される。

ベネズエラ（廃止）

一八七三年の刑法典において、ベネズエラは一般犯罪について死刑を廃止した。一九五三年の憲法も死刑を規定していない。しかし、政治犯は死刑をもつて処罰されている。その現状は不穏であり、不安定である。

オーストラリア大陸

オーストラリア（存置）

オーストラリア諸国は死刑を保持している。

毎年 of 処刑者の平均は次の通りである。

一八六一—一八八〇年

九人

一八八一—一九〇〇年

六人

死刑の存廃に関する資料

130 (130)

一九〇一—一九一〇年 四人
一九一—一九二〇年 二人
その後は、年平均一—二人である。
ニュージーランド (廃止)

一九四一年迄、死刑は殺人につき存在した。その後、死刑は廃止されたが、又再び導入された。一九六一年一月二日に、改めて死刑は廃止された。ニュージーランドの全歴史を通じて、女性は一一人(一八九五年)が処刑されたにすぎない。最後の死刑執行は一九三五年に行なわれた。

クイーンランド (廃止)

一九一三年以来、死刑の執行は行なわれなかつた。一九二二年に死刑は廃止され、今日に至っている。

東 欧 諸 国

ブルガリア (存置)

死刑は、ソ聯邦刑法法と同じく存置されている。一九四六年以来、此の国は、国民投票で人民共和国となつた。

東ドイツ (存置)

原則として一八七一年の刑法典が、用いられている。社会的危険性に焦点を当てた新刑法草案が準備されている。東独は、死刑を、謀殺、輸送危険罪及びいわゆる国民犯罪につき規定している。最近、投機にも死刑を科した。この草案は、意識的におさえられているので、さし当つて、新しい構成要件が、刑法典に入れられた。一

九四九年から一九六〇年迄、一六〇の死刑判決がなされ、その中一〇二は、純粹に政治的性質のものであつた。刑の執行は、人民警察の手にある。

エストランド (存置)

一七二一年以来、ロシアに併合されていたが、一九一八年に独立を獲得した。一九二九年の刑法典は、大逆罪、内乱罪、謀殺及び強盗に死刑を規定した。死刑は絞首により、執行される。有罪者は、毒をもつて執行されることを希望する可能性を持つ。一九四一年から四五年迄ドイツ軍に支配されたエストランドは、一九四〇年八月六日に、ソビエト共和国となり、ソ聯邦の立法に従う。

ユーゴスラビア (存置)

一九五一年三月二日のユーゴスラビア刑法典は、その二四条で死刑を規定している。その執行は、絞首又は銃殺でなされている。一九二九年の刑法典には、絞首刑のみ規定されていた。死刑の執行は、妊婦には禁じられていた(刑法二七条)。“無期”は特殊な刑罰の種類ではなくて、例外的刑罰である。一定の条件の下で(刑法三〇条)、無期懲役は死刑の代替物たりうる。

レットランド (存置)

一九一八年一月一八日以来、レットランドは、ロシアから分かれ、独立した。一九三三年の刑法典は、死刑を廃止した。一九四〇年七月一五日、レットランドは又、ソ聯邦に組み入れられた。この時以来、ソ聯法に従う事になつた。死刑は、ソ聯邦に於けると同じく再び存在することになつた。

リビイランド（存置）

今日のソビエト共和国には、死刑は規定されている。

ポーランド（存置）

一九三二年の刑法典は、死刑を内乱罪（九三条Ⅰ）、ポーランド大統領の生命又は健康に対する攻撃（九四条Ⅰ）、叛乱（二〇一条Ⅱ）、殺人（二二五条Ⅰ）に規定されている。軍刑法は死刑を通常の軍事犯罪につき、規定している。更に、死刑は専ら、即ち無期懲役と選択的ではなく、戦時中又は戦後に犯された犯罪行為（一九四四年八月三十一日の命令第一条）に科せられている。この場合、絞首で執行される（三八条）。しかし、上述の場合の例外的事件には死刑は常に無期懲役刑と選択的に科せられている。謀殺の場合には、五年以上の懲役又は無期懲役に処する。

ルーマニア（存置）

死刑は、一八三八年以来、その執行が、もはや行なわれなかつたが、一八六四年に廃止せられた。一九三八年二月二七日に、憲法により再び条件附で導入された。国王の家族又は外交使節に対する暗殺の場合、政治犯及び殺人犯の場合、司法省参事官は死刑の適用を決定することが出来る。ミヒアエル一世の退位の後、ルーマニアは人民共和国となつた。一九五二年九月二四日の憲法はソ聯憲法に非常に近づいた。今日、ルーマニアは東欧圏の国家群の傾向に従つてゐる。

ソ 聯（存置）

ロシアでは最近五〇年に多くの運命的な変化を経験した。理想と

死刑の存廃に関する資料

合目的性、理論と現実化とが常に論争の中心点にあつた。

今日、死刑は共產主義国のいづれにもある。しかし、死刑は刑罰とはみなされず、「階級の敵を防ぐ例外的、一時的な処分」とされる。カール・マルクスは死刑の原則的な反対者であつた。彼は「その文明を誇る社会において、死刑の正義と合目的性とを根拠づける原理を論ずることは不可能ではないとしても、困難である」といつている。

一九一七年の一月革命は死刑を廃止した。一八一八年九月二日の「赤色テロに関する」命令は死刑を再び導入した。一九二〇年に再び死刑は廃止された。死刑は一九二二年の刑法（二三条）にも、一九二四年の憲法にも、規定されていない。だが、執行委員会は政治犯の場合にその適用を許可することが出来た。一九二七年には死刑はまだ政治犯及び軍事犯に限定されていた。一九二六年のソ聯刑法は死刑を完全に廃止した。分散的に死刑を再導入して後、一九四七年に平和時について死刑は廃止された。一九五〇年一月二日の命令は死刑をソビエト体制と憲法とを脅かす犯罪につき、労働者を保護するために、異例な処分として再び規定した。一九五四年五月四日の聯邦法によつて死刑の適用は拡張せられた。「故意犯が加重事情の下で犯される限り、労働者の多数の希望により、将来、その犯罪を死刑に服せしめる」と規定した。一九五〇年の命令は祖国に対する叛逆及び怠業者に向けられた。一九五四年の法律は通常の刑法の諸事件に關聯していた。

一九六一年五月五日に死刑は国家又は社会の財産の窃盜の重大な

事例、通貨偽造及び囚人の暴動に拡張された。一九六一年七月一日の法律は投機や外国為替犯罪につき、遡及効を伴つて死刑により威嚇した。すでに、“投機”を理由とする死刑の判決が執行されたはずである。刑法上の規制は個々の共和国にも妥当する。何故なら、聯邦法は共和国に直接妥当する法であるからである。

一九六一年一月一日施行の一九五八年ソ聯刑法の根本原理の中に、死刑は叛乱、スパイ、テロ行為、怠業及び加重謀殺に規定されている。死刑の適用はその後五つの命令により拡張せられた。一九六一年五月五日の二〇七号命令は死刑を国家財産の窃盜、通貨偽造、刑務所における暴動の諸事例に拡張した。一九六一年七月一日の二九一号命令は外国の通貨を用いた投機に対する死刑を規定している。一九六二年二月一二日の八三、八四、八五号の法律は警察官又は保安官吏の生命に対する攻撃、加重強姦、公務員の収賄に死刑を科している。一九六二年四月六日の一四七号命令により、非常に広範に規定された。死刑に値する構成要件は“ソ聯刑法の根本原理”に採択された。

チェコスロバキア(存置)

チェコスロバキアも東欧の傾向に従う。死刑は、なお存続している。しかし、行為者の人格を顧慮して死刑が不当に悪いと思われるとき、又、軽減事情があるときは、無期懲役又は、一五年乃至二〇年の有期徒刑が宣告される。死刑は、一般には絞首により、祖国の危険が増大した時には、銃殺により執行される。妊婦には死刑は科せられない(二七条)。

ハンガリー(存置)

ハンガリーは今日、東欧の傾向に従っている。一八七八年の刑法典以来、死刑は謀殺と大逆罪に存置していた。死刑はその後、特に一九五〇年の法律により拡張された。